

「生きる力」理念に施策推進

市教育大綱を策定



5月19日に開催した市総合教育会議で、市長と教育長、4人の教育委員が協議し、市教育大綱を策定しました。

4月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、同会議を設置の上、協議・調整しました。

同大綱では、学校教育と生涯を通じた学習を一体的に捉え、基本的な考え方を示しています。

理念や目標など、主な内容は次のとおりです。

基本理念 「生きる力」を身に付ける

市民一人一人が、生涯を通じて学習を行うことで、社会がどのように変化しても、主体的に判断し、行動

し、課題解決できる「生きる力」を身に付けてほしいとする考え方です。

目標 自ら学び自ら行動する人づくり

人から言われて行動する

のではなく、自ら進んで行動できる、そういう人づくりをしていきたいとする目標です。

この目標を実現するため、左の図のとおり3つの基本的考え方と5つの柱を示しました。

計画期間は6年間とし、教育や学術、文化振興の各施策を進めていきます。

同大綱の詳細は、市ホームページや市役所情報公開コーナーで閲覧できます。 図政策経営課 ☎70・5635。

市教育大綱の構成

【基本理念】
「生きる力」を身に付ける

【目標】
自ら学び自ら行動する人づくり

【基本的な考え方】

- 笑顔を忘れず 夢や目標を持って 支え合う 綾瀬市民
- 人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども
- 生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民

【5つの柱】

| | | | | |
|-------------|------------|-------------|-------------|-------------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 自ら学ぶ力を育みます！ | 豊かな心を育みます！ | 健やかな体を育みます！ | 教育環境を充実します！ | 家庭の教育力向上に向け支援します！ |

Wi-Fi接続サービス開始

スポセン、公民館など

スポーツセンター、中央公民館、各地区センターで、Wi-Fi（公衆無線LAN）の接続サービスを開始しました。簡単な登録により無料で利用できます。利用方法などの詳細は、各施設に備え付けのリーフレットをご覧ください。

図スポーツセンターはスポーツ課 ☎76・5656、その他の施設は生涯学習課 ☎70・5658。

法を特別徴収から口座振替に変更できます。

減額認定証が更新に

現在使用の限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月1日以降は使用できなくなります。

減額認定証（若草色）を持っていて8月1日以降も対象となる方（市民税非課税世帯の方）には新しい減額認定証（同色）を7月末日までに郵送します。 図保険年金課 ☎70・5617。

国民年金保険料 申請で納付免除・猶予も

国民年金の第1号被保険者で、経済的理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請して承認を受けると免除・猶予されます。承認期間は7月～翌年6月の1年間で、毎年申請が必要で、継続を希望して全額免除か納付猶予を承認された方は、次年度以降は原則として申請不要です。

■対象

第1号被保険者で次のいずれかに該当する方。
①本人、配偶者、世帯主（納

付猶予は本人、配偶者）それぞれの前年所得が定められた基準以内

②失業、倒産、廃業が確認できる

③障がい者か寡婦で前年所得が125万円以下

④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受給

⑤特別障害給付金を受給（全額免除対象。毎年度申請）

■必要なもの

①年金手帳、納付書など基礎年金番号の分かるもの

後期高齢者医療保険料 決定通知書・納入通知書を送付

②印鑑（本人署名の場合は不要）
③市で前年所得の状況が確認できない方は、前年所得の分かるもの
④昨年1月1日以降の失業を理由とする方は、雇用保険被保険者離職票が雇用保険受給資格者証

■ 図 保険年金課へ直接

■ 結果 厚木年金事務所から承認通知書送付（一部免除の方には区分に応じた納付書を送付）。

■ 図 同課 ☎70・5618 事務所 ☎046・223・7171。

後期高齢者医療制度の加入者全員に、27年度の保険料決定通知書と納入通知書を7月中旬に送付します。

保険料額は、前年（26年1月～12月）の所得額に応じて、県後期高齢者医療広域連合が決定します。

保険料額は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

計算は被保険者個人単位で行います。均等割額は4万

生活習慣病予防へ 日曜日に 特定健診実施

糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病予防のために実施する特定健診を、日曜日に実施します。胃・大腸・肺がん検診（広報あやせ6月15日号3面参照）と同時に受診できます。

▶実施日時 9月6日(日) 8時30分から予約受け付け順に開始 ▶場所 市役所会議室 ▶対象 今年度中に40～74歳になり、健診受診時点で市国民健康保険に加入中の方 ▶定員 80人程度(申込順) ▶期 7月3日～31日に保健医療センター ☎77・1133か直接 ▶その他 実施日の1週間前を目途に案内書を送付するので、持ち物や注意事項など要確認 ▶図 保険年金課 ☎70・5617